

こちの森保育園 重要事項説明書

1. 事業所の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	こちの森保育園
事業者の所在地	八重瀬町伊覇 6 5 - 1 番地 屋富祖アパート 103,105
事業者の連絡先	098-998-0773
代表者氏名	新垣 美奈子

(2) 事業所の概要

種別	小規模保育（A型）				
名称	こちの森保育園				
所在地	八重瀬町伊覇 65-1 番地 屋富祖アパート 103,105				
連絡先	電話番号	098-998-0773			
	F A X	098-998-0773			
施設長氏名	新垣 美奈子				
開設年月日	令和 2 年 4 月 1 日				
利用定員	(3号)	0歳児	1歳児	2歳児	合計
		6人	6人	7人	19人
当園の基本理念・方針	<p>理念</p> <p>十分に養護の行き届いた家庭的で暖かい雰囲気の中で一人ひとりの子どもの個性を大切にしながら、将来を生き抜く、たくましい心と体づくりを目指す。</p> <p>方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全な環境の中で、子どもたちが満足して生活できる保育。 ・人との関わりのなかで、人に対する愛情と信頼感、人権を大切にする心を育てる。 ・様々な体験を通して、豊かな感性を育て創造性の芽生えを培う保育。 ・一人ひとりの個性を尊重し、自主性を育む保育。 ・保護者の気持ちに寄り添い、信頼関係を築く。 				

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	650.3 m ²
	園庭	m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 3階建の1階部分
	延べ	650.3 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
ほふく室	1室	1歳児クラス
保育室	1室	2歳児クラス
調理室	1室	
事務室	1室	
乳児室	1室	0歳児クラス

(5) 職員体制 (令和6年4月1日 現在)

職種	内容	員数	常勤	非常勤
園長	特定地域保育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組み、職員の管理及び業務管理を一元的に行う。さらに、園の運営管理に必要な事務管理、契約事務、経理事務等を統括する。	1人	1人	人
主任保育士	園長を補佐するとともに、保育計画の立案や支援認定保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を統括する。	1人	1人	人
保育士	保育計画及び保育課程の立案とその計画、家庭に基づく全ての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるように保育を行う。	7人	6人	1人

保育補助	事務、又は食事の準備や片付け等。清掃や消毒等を行う。	2人	2人	人
------	----------------------------	----	----	---

(6) 利用定員ごとの特定地域型保育の提供する曜日等

【3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時15分～午後6時15分（11時間）
	保育短時間	A/午前7時30分～15時30分 B/午前9時00分～17時 C/午前8時30分～16時30分 D/午前8時～16時（8時間）
	保育標準時間 （延長時間）	午後6時15分～午後6時45分
	保育短時間 （延長時間）	利用時間を超えて利用する時間
開所時間	月～金曜日	午前7時15分～午後6時45分
	土曜日	午前7時15分～午後6時45分
休業日	日曜日・祝祭日・慰霊の日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

(7) 利用料等

利用者負担 (月額保育料)	利用する子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）		
実費徴収 (目的、負担を 求める理由)	お手紙入れ袋 (園からのお手紙などを持たせる際に入れる袋)		110円
	自由画帳（保育の制作などに使用）		110円
	園Tシャツ（園外保育、行事等に園Tシャツを着用）		1460円
	行事費（運動会・発表会のプレゼント代）		1000円
	卒園・修了記念写真代		550円

延長保育料	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間認定園児は利用時間を超えて利用する場合 利用する延長保育の料金 ・午後 6 時 15 分～午後 6 時 45 分の延長保育の料金 	30 分 超毎	300 円
		1 回あ たり	300 円

(8) 支払方法

月額保育料・延長保育料・・・口座引き落とし

(9) 提供する特定地域型保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意して、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育を提供します。

(10) 年間行事予定

月	行事内容
4 月	入園式・親子遠足・こいのぼり集会
5 月	内科検診
6 月	歯科検診・個人面談
7 月	七夕集会・水あそび・保育参加
8 月	水あそび・夏祭りごっこ
9 月	敬老の日（お招き会）
10 月	運動会・ハロウィンパレード（老人施設訪問）
11 月	総合避難訓練・七五三お宮参り（2 歳児クラスのみ）・終了記念写真・内科検診
12 月	生活発表会・クリスマス会・歯科検診
1 月	新春マラソン大会・ムーチー作り・個人面談
2 月	節分豆まき・お店屋さんごっこ・カレーパーティー
3 月	ひな祭り会・お別れ遠足（1・2 歳児）・卒園式

(11) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【3号認定子ども（保育認定）】

利用者の内定	町の利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	<ul style="list-style-type: none">・ 2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。）・ 保護者から退園の申出があったとき・ 利用継続が不可能であると町が認めたとき・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	<p>登園は午前9時までをお願いします。</p> <p>当日に欠席、又は登園が遅れることを連絡する場合は必ず9時までに電話かコドモンアプリにてご連絡ください。（午前10時までに連絡がない場合は、保護者様の緊急連絡先に連絡します。）</p> <p>原則として、保育時間内でのお迎えをお願いします。緊急の場合で、お迎えが遅れたり、延長保育を利用する場合には早めに電話でご連絡ください。</p> <p>感染症拡大防止の為、病院受診後（小児科・耳鼻科）の登園はご遠慮ください。登園後、早めのお迎えでの病院受診をお勧めしております。</p> <p>熱が37.5℃以上ある場合は登園を控えてください。また、登園後37.5℃を超えた場合にも、お迎えの連絡をさせていただきます。</p> <p>ただし個人の平熱を十分に配慮します。</p> <p>保育園で薬を服用する時は、お薬カードへの記入・提出をお願いします。（市販の薬、解熱剤、座薬、鎮痛剤はお預かりできません。）</p> <p>園の活動中、どうしても服が汚れてしまうことがあります。</p> <p>汚れてもいい服装で登園させて下さい。</p> <p>園だよりや連絡帳など全て無料アプリ『コドモン』からの発信となります。又、クラスの活動の様子を写真にて掲載していきます。</p> <p>土曜保育利用は、お仕事がお休みの場合など、どうしても保育が必要な場合のみのご利用をお願い致します。</p>

(12) 嘱託医

医療機関の名称	医療法人 徳洲会 南部徳洲会
医院長名	東上 震一
所在地	八重瀬町外間 171 番地 1
電話番号	098-998-3221

(13) 嘱託歯科医

医療機関の名称	医療法人 幸輪会 サザン歯科やえせ
医院長名	理事長 崎浜 秀海
所在地	八重瀬町字伊覇 273-6 八重の結 1F
電話番号	098-998-7171

(14) 緊急時における対応方法

特定地域型保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	島尻消防署 八重瀬出張所
所在地	八重瀬町字東風平 874
電話番号	098-998-5866

【管轄する警察署】

警察署名	糸満警察署
所在地	糸満市糸満 1736-6
電話番号	098-995-0110

(15) 非常災害対策

防火管理者	新垣 美奈子
消防計画届出日	令和2年12月7日
避難訓練	避難及び消化を想定した訓練を月1回実施します。
防災設備	消火器、火災報知器を備えています。

避難場所	第一避難場所：園庭 第二避難場所：かねひで向い側の職員駐車場
緊急時の連絡手段	電話

(16) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	石川 美和	主任
相談・苦情解決責任者	新垣 美奈子	園長

【要望・苦情等への対応方法】

要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。

要望・苦情等の内容を受付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、町からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、町に報告をします。

(17) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	賠償責任（けが、食中毒）
保険金額	1事故につき最大 200,000,000 円、 1名につき最大 30,000,000 円

(18) 個人情報の取り扱い

当園は、園内外の集団生活(あそび、活動)を通して、子供の成長発達に取り組んでおります。保育活動や行事等によっては、八重瀬町広報誌、新聞、テレビ、インターネット等のマスメディアでお子様の姿、名前が掲載映像することもありますので、御理解頂きたいと思っております。但し、お子様の姿、名前が掲載、映像することを憂慮されるご家庭は個人が特定できないよう配慮しておりますので、遠慮なく担任、事務所までお申し出ください。

特定地域型保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘

密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

(19) 虐待防止の為の措置

第14条 園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止の為次の措置を行う。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止の為に必要な措置

2 園は、特定地域型保育の提供中に、園の職員又は養育者（支給認定保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に伴い、八重瀬町、児童相談所等適切な機関に通告する。

(20) 連携施設

連携施設の名称	こちんだこども園・あらしろこども園 しらかわこども園・ぐしかみこども園
連携施設の種類	認定こども園
連携協力の概要	<input checked="" type="checkbox"/> 保育内容の支援 <input checked="" type="checkbox"/> 嘱託医（健康診断） <input checked="" type="checkbox"/> 園庭の開放 <input checked="" type="checkbox"/> 合同保育 <input checked="" type="checkbox"/> 代替保育の提供 <input checked="" type="checkbox"/> 卒園後の受け皿の設定

連携施設の名称	シーサー保育園
連携施設の種類	認可保育園
連携協力の概要	給食に関する支援